校則(学校生活のルールや決まり)の見直しに関するガイドライン

令和4年(2022年) 12月 尼崎市教育委員会

# 校則の見直しに関するガイドライン

尼崎市教育委員会

### 1 校則の見直しに関するガイドライン策定の趣旨

急激に社会の変化が進む中で、学校を取り巻く環境や児童生徒の状況は変化している。 学校は、校則の内容について、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代 の進展などを踏まえたものとなっているか、児童生徒の人権に十分に配慮され、意見を表明する 権利\*が守られているか、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長し、発展していくため のものになっているかなど、絶えず積極的に見直していく必要がある。

児童生徒が、校則を自分のものとして捉え、主体的に守ることができるよう、校則の見直し過程に参画し、校則を必要かつ合理的な範囲内において制定し、学校や地域の実状に合わせた校則の見直しができるよう「校則の見直しに関するガイドライン」を策定する。

※子どもの意見表明権 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)において子どもは子ども自身に影響するすべての事項について意見を表明する権利を持つとともに、子どもの年齢、発達段階に応じて相応に考慮されるものとされている。

### 2 校則の見直しに係る観点

文部科学省は、校則の運用・見直し等について次のように示している。

【参考:文部科学省(令和4年):「生徒指導提要(改訂版)」】

### (1) 意義・位置づけ

- ・児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられる。
- ・児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定される。
- ・学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目的に照らして定められる校則は、教育的意義を有する。
- ・校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばす ものとなるよう配慮することも必要である。

### (2) 校則の運用

- ・校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要である。
- ・校則の内容については、普段から学校内外の者が参照できるように学校のホームページに公開 しておくことや、それぞれの決まりの意義を理解し、児童生徒が主体的に校則を遵守するように なるためにも、制定した背景についても示しておくことが適切である。
- ・校則に違反した場合には、行為を正すための指導に止まるのではなく、違反に至る背景など児 童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意すること。

### (3) 校則の見直し

- ・学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要がないか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められる。
- ・校則により、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要である。
- ・校則は、最終的には学校長により適切に判断される事柄であるが、その内容によっては、児童生 徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましい。
- ・見直しにあたっては、児童会、生徒会や保護者会といった機会において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを図っていくことが必要である。
- ・校則を策定したり、見直したりする必要がある場合に、どのような手続きを踏むべきか、その過程についても示しておくことが望まれる。

### 【学校における取組例】

- ・各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいこと、見直してほしいことを議論する。
- ・生徒会やPTA会議、学校評議員会等において、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取する。
- ・児童生徒や保護者との共通認識を図るため、校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者や希望者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明する。

# (4) 児童生徒の参画

- ・校則の見直しの過程に児童生徒が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。
- ・校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは、学校のルールを無批判的に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものである。

これらのことを踏まえて、次の3つの観点から校則の見直しに取り組むこと。



# ① 児童生徒等が、校則の見直し過程に参画できるような仕組みを構築する

校則について教職員と児童生徒がともに話し合うことができるように、児童会や生徒会等が主体となって、見直しに取り組む仕組みを作る。全校児童生徒が協議に参画できる仕組みを構築し、少なくとも年1回は、校則について協議する場を設ける。また、校則の見直しに際して PTA や学校運営協議会等から意見を聴取する。

### 【小学校における取組の例】

- ・決まりを守ることの意義について、特別活動(学級活動)等の時間を活用して全学級で考え、協議する。
- ・児童会が主体となって、学級で協議した内容をまとめ、全校集会で発表する場を設ける。
- ・「よりより学校生活を送るために」「安心・安全な学校をつくるために」などの視点から、学校の決まりで見直しが必要なものがあるか、児童会で協議する場を設け、アンケートなどを実施する。
- ・校長は、協議の結果を尊重することを基本としつつ、PTAや学校運営協議会等の意見も 聴取したうえで、学校生活のきまりの改正を決定し、児童にその理由も合わせて説明す る。

### 【中学校・高等学校における取組の例】

- ・校則の意義について、特別活動等の時間を活用して、全学級で考え、協議する。
- ・生徒総会で、校則の見直しについて各学級からの意見をもとに協議する。
- ・生徒会が全校生徒を対象に、校則に関するアンケートなどを実施する。
- ・生徒会は、調査結果を受け、見直しが必要な校則について協議し、校長に要望する。
- ・校長は、協議の結果を尊重することを基本としつつ、PTAや学校運営協議会等の意見も 聴取したうえで、校則の改正を決定し、生徒にその理由も合わせて説明する。

### ② 必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせて制定する

校則を「必要かつ合理的な範囲内」で制定するという視点から、以下の内容に留意する。

- (1)生まれ持った性質や性の多様性を尊重していない内容
  - (例)地毛の色について学校の承認を求めるもの
  - (例)髪型や制服に男女の区別を設け、選択の余地がないもの
- (2)健康上の配慮がない内容
  - (例)水分摂取の禁止や防寒着の禁止など、体調維持に問題が生じるもの
  - (例)給食は決められた時間内に残さず食べるなど健康被害につながるもの
- (3)その他合理的な理由を説明できない内容
  - (例)肌着、靴下の色等を過剰に限定するもの

上記については、あくまでも例示であり、これ以外にも必要かつ合理的であることの説明が難しい と思われる内容については積極的に見直しを行うこととする。

# ③ 校則(学校の決まり等)を公表する

学校の校則(学校の決まり等)を広く周知し、児童生徒・保護者・地域から理解と協力を得るため、 各学校のホームページに掲載すること。また、今回の校則見直しを契機として、校則(学校の決まり 等)の標記方法についても、児童生徒・保護者に分かりやすく、説明できるように整備すること。